

少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察（一）

岡 田 行 雄

一 はじめに

二 日本の少年司法における諸機関連携に関する従来の研究

（一） 家庭裁判所調査官による調査における関係諸機関との連携に関する研究

（二） 発達障がいのある少年のケースにおける福祉と少年司法の連携に関する研究

（三） 少年司法に関わる多機関連携に関する研究

（四） 日本の少年司法における諸機関連携研究の到達点

三 ドイツ少年法の家における少年司法に関与する諸機関の連携

（一） ドイツ少年司法に関与する諸機関

（二） ドイツ少年法の家設立の経緯、対象少年、目的（以上本号）

- (三) ドイツ少年法の家の内部における諸機関連携
- (四) ドイツ少年法の家と外部機関との連携
- (五) ドイツ少年法の家の機能評価研究
- (六) ドイツ少年法の家における諸機関連携の意義と課題
- 四 少年司法における連携に関する研究の課題
- 五 結びに代えて

一 はじめに

近時、障がいのある犯罪者、あるいは高齢犯罪者の更生に向けた刑事司法における関係諸機関の連携が実践され、その在り方が論じられるようになって^①いる。

ところで、非行少年の立ち直りやその成長発達権保障に向けた家庭裁判所と関係諸機関との連携も、少年法が、家庭裁判所調査官による社会調査や試験観察という様々な人々や関係諸機関との連携なくしては十分に機能しえない制度を用意しているがゆえに、そもそも必要不可欠なものであるはずである。しかし、「家庭裁判所と関係機関との連携の重要性については、従前から繰り返し語られてきた^②」ものの、家庭裁判所裁判官や家庭裁判所調査官を頻繁に広域に人事異動させる政策が採り続けられる中で、在るべき連携とはどのようなものか、そして、それはど

のようにして実現されるべきかについては十分に論じられてこなかったように見受けられる。

そこで、本稿においては、少年司法分野における関係諸機関の連携の在り方を明らかにしていく作業の第一歩として、まず、少年司法における連携の在り方がどのように論じられているのかについて、日本の少年司法における関係諸機関の連携に関する近時の論考を概観しながら、その到達点を確認する。その上で、少年司法手続において少年と次々に関わる諸機関が一つ屋根の下に集まって業務を行うとともに、外部の少年援助団体などとの連携を深める取組みがなされている、ドイツにおける少年法の家（Das Haus des Jugendrechts）について、その設立の経緯、そこにおける具体的な連携の取組み、さらにはその連携成果の検証研究等を概観し、日本とドイツの少年司法における関係諸機関の連携に関する状況とその評価に関する研究等の比較に取り組む。こうした作業を通して、日本において求められる、少年司法における関係諸機関の連携の在り方を検討していく上での示唆を得ることが本稿の課題である。

二 日本の少年司法における諸機関連携に関する従来の研究

（一）家庭裁判所調査官による調査における関係諸機関との連携に関する研究

まず、比較的最近、家庭裁判所調査官が少年事件に関して家庭裁判所と関係機関の連携の在り方を幅広く検討している論考を概観してみよう。

執筆当時、裁判所職員総合研修所に属していた須藤明と宮崎聡は、次のように、精度の高い社会調査を行うため

に、家庭裁判所調査官と刑事施設や保護観察所との間の理論や技法などについての共有に向けた連携の必要性を説く。すなわち、刑事施設と保護観察所が同じリスクアセスメントツールを用いるなど、理論と技法を共有化し、一貫した処遇を行う認知行動療法を中心とした性犯罪者処遇プログラムが実施されるようになったことを受けて、家庭裁判所調査官も、これらの関係機関と、有効と思われる理論や技法について、関係機関との垣根を越えて共有し、関係機関との情報交換や研究の積み重ねを促進していくことが望まれるというのである⁵⁾。そして、発達障がいを抱えた少年や年少少年に対する調査の課題として、感情が十分に分化されておらず、言語のやりとりも不十分な少年との面接方法、発達障がいのスクリーニング、処遇機関への適切な引継ぎを挙げた上で、これらの点についても各関係機関との相互の情報交換と検討を重ねていく必要があると指摘する⁶⁾。さらに、保護観察と競合中の試験観察の場合には、保護観察所との情報交換にとどまらず、保護観察所との役割分担を含む「行動の連携」が必要であることも指摘し、最後に、児童相談所、児童自立支援施設、少年院、少年鑑別所との連携の意義と方法についても個別的な指摘を行っている⁷⁾。

このように少年司法の枠組みの中でのつながりを持ちやすい関係機関との連携を、発達障がいのある少年、年少少年、そして保護観察中の少年に試験観察が採られたケースなどを念頭に置いて検討した須藤と宮崎による論考が発表された四年後には、通常の少年事件では家庭裁判所と関わりが必ずしも濃いわけではない、社会福祉に携わる諸機関との連携について検討を加えた論考も発表されるに至った。当時東京家庭裁判所の少年部に所属していた石岡一郎によるものがそれである。

まず、石岡は、少年とその家族の孤立化が進展しており、保護者の力だけに依存しては事態が改善しない例は多く、地域のネットワークの中で各専門機関の援助を受けて対処することが必要となってくるとの状況変化を前

提とする⁽⁸⁾。その上で、家庭裁判所が「児童相談所とは従前から交流があるものの、それ以外の福祉機関や福祉専門職とは、残念ながらあまり連携ができていなかった」、福祉機関との連携の重要性については、これまで十分に議論されることがなかったと思われる⁽⁹⁾と指摘する。そして、「連携協議会などの場で、情報交換したり、課題を検討したり、各機関の新たな取組について紹介するという意味での連携は定着してきたと考えられる⁽¹⁰⁾」が、「それでも各機関との連携が十分に進んでいるとは言い難い。現在でもお互いの業務や立場について理解不足があり、率直に意見交換できない雰囲気も残っていると思われる⁽¹¹⁾」と課題を挙げ、その一因として、家庭裁判所と社会福祉に携わる機関との間にある次のような相違を指摘する。

特に、家庭裁判所は、司法機関として中立性や独立性が強く求められるので、他の機関と一定の距離を置かざるを得ないところがある。そして、少年事件は原則的に非公開の手續であり、秘密保持の面からも情報を外部に伝えることは極力避ける必要がある。そこで、家庭裁判所においては他機関と踏み込んだ連携することに慎重になる傾向が見られる。さらに、家庭裁判所は国の機関であり、公平性の見地から全国で統一的な対応をとることが要請される。一方、社会福祉行政は『国から地方へ』の潮流もあり、各地域の特性を踏まえた独自の柔軟なサービスを提供しようとしている⁽¹²⁾。

石岡は、こうした相違を踏まえた上で、なお、「空間的な広がり」と「時間的な広がり」という二つの視点で家庭裁判所は連携を拡大することが求められると指摘する。前者の狙いは、地域のネットワークを活用して、地域の中で少年を保護し、援助することができるような働き掛けを行えるようにすることにあり、後者の狙いは、年齢に

よって、少年に関わる機関が変遷し、援助の内容も変化することを念頭に置いて、保護を要する少年に対しては切れ目のない援助と指導を行えるようにすることにある⁽¹³⁾。具体的には、前者の場合、少年が地域でボランティア活動を行いやすくなるように社会福祉協議会と連携すること、後者の場合、薬物非行のケースで医療機関や福祉機関の薬物乱用防止プログラムを積極的に活用することや、児童自立支援施設に送致された少年について、少年院と同じような情報共有のシステムを導入することなどが例として挙げられている⁽¹⁴⁾。そして、従来の二者間の情報交換だけでなく、より多くの幅広い関係機関が情報を持ち寄り、それに基づいてケース協議をすること、具体的には定期的に各機関が合同で事例検討などを行うことを提案している。石岡による、関係機関の連携が充実して、情報の共有が十分にできれば、少年や保護者に対して有用なサービスに関する情報を提供することができるようになり、最終的には「家庭裁判所がワンストップサービスを提供できるようになることを目指すべきであろう⁽¹⁵⁾」とのまとめ的な指摘は、大変興味深いものと言えよう。

(二) 発達障がいのある少年のケースにおける福祉と少年司法の連携に関する研究

次に、社会福祉の側からの捜査機関における刑事司法手続と家庭裁判所における少年手続を通した連携とそのあり方に関する論考を概観することにしよう。

社会福祉法人に所属している原田和明は、発達障がいのある非行少年による再非行防止を主たる目的とした社会福祉と少年（刑事）司法との連携の実践について、次のように論じている⁽¹⁶⁾。

まず、原田は、連携の前提として、発達障がいがある少年に限らず、障がいがある者が刑事事件の疑いをかけら

れる場合、困難事例であることが多いため、単独ではなく、チームを結成し、福祉的支援を行っていくことの必要性を説く¹⁷⁾。しかも、その福祉的支援は、被疑者段階、できれば検挙直後の時点から支援チームを形成して支援を開始し、その支援を処分後までも継続すべきと主張するが、その理由は、できるだけ早期にかつ危機介入的に福祉的支援を導入することで、その後の支援の効果を高めることができることに求められている¹⁸⁾。こうした原田の主張においては、支援チームによる福祉的支援が行われることを通して、発達障がいに留意した被疑者取調べや、弁護士と福祉専門職の協働といった形での刑事司法における連携が可能になると解されているように思われる。

そして、少年審判時においては、福祉専門職が、発達障がいのある少年の事件に関連して、その非行の背景、本人のニーズやそれに対しての解決手段、再非行（再犯）防止のための福祉的支援のあり方や方向性等を書き表した支援計画書（意見書）を家庭裁判所に提出するという形で、少年司法と福祉専門職との連携がなされるべきとも主張される¹⁹⁾。さらに、先に挙げた支援チームによる支援が保護処分などの執行中だけでなく執行後の段階も続けられることによって、少年司法に携わるそれぞれの機関との連携が図られるべきことも、その主張には含まれていると言える²⁰⁾。

こうした福祉と少年司法の連携にあたって、原田は、チームによる福祉的支援の方法についても、司法関係者に対しては障がいを個人の問題と捉える医学モデルが理解を得やすいであろうとして、この医学モデルと、障がいを主として社会や環境によって作られた問題と捉える社会モデルの、それぞれの視点を組み合わせた形でなされるべきと注文をつけるなど、少年司法の担い手である裁判官への配慮を見せている²¹⁾。また、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉専門職が付添人に選任されることによって、少年審判の場面において福祉と刑事司法との連携が図られるという興味深い指摘もなされている²²⁾。

右で概観した原田の主張は、知的障がいのある成人が被疑者・被告人となり、さらには犯罪者として処遇される場合に必要と解されるようになった、社会福祉の側からの支援を、発達障がいのある少年に対する少年司法手続にも応用することを通して、家庭裁判所調査官によって必要と指摘されてきた、家庭裁判所と社会福祉機関との間の情報交換といった連携から、具体的な少年事件における社会福祉と少年司法の間の、一歩踏み込んだ連携の在り方を示すものと言えよう。⁽²³⁾

(三) 少年司法に関わる多機関連携に関する研究

最後に、石川正興が中心となって遂行された、子どもを犯罪から守るための他機関連携の在り方に関する研究のうち、少年司法に関わる部分を概観することにしよう。

石川は、この研究の目的を次のように述べている。

子どもの加害者化・被害者化を防止するための取り組みは、従来は『タテ割り型』行政の仕組みで行われてきた。しかし、非行や犯罪を生み出す背景には、複雑で多岐にわたる諸問題が横たわっている。したがって、これらの解決を図り加害者や被害者を減らすためには、諸問題に関係する諸機関が一つの『問題解決チーム』として相互に連携する必要がある。…こうした問題意識の下に、主に中学生の加害者化・被害者化防止に焦点を当て、三政令市（北九州市・札幌市・横浜市）における学校・教育委員会、警察、児童相談所の三機関の連携の仕組みを中心に調査し、適切かつ有効な多機関連携のあり方に関する提言を行うものである。⁽²⁴⁾

この研究においては、学校・教育委員会、児童相談所、警察、家庭裁判所のそれぞれを起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言が、それぞれの論者によってまとめられているので、そのうち、少年司法に関わる提言を見てみることにしよう。

まず、学校・教育委員会を起点とした多機関連携の仕組みの提言において、少年司法に関わるもので注目されるのは、教員（管理職、教諭、教員退職者）と関係機関間の人事交流・派遣制度を創設することなどの提言に加えられている、次の部分である。

子どもの施策に関する関係機関や組織が、同一建物内に併設され、物理的・空間的近接性を担保することである。この施策には、予算・建物上の大きな制約があるが、それぞれの機関や組織の担当者同士の顔が見えやすいがゆえに、職員相互の信頼関係を構築しやすく、結果的に事案に対する迅速な対応や複層的な解決を可能にする。このことによって、学校側にとっても問題の解決が迅速化するのみならず透明化され、大いに前向きになれ、無駄な時間を費やさずに済むようになる。²⁶⁾

つまり、このような連携の提言においてイメージされていることは、こと少年司法に関しては、教育機関と警察とが、従来以上により密接な連携を取れるようにすることと²⁶⁾言っている。それを可能にするための、ハード面の整備として、教員と警察との間における人事交流や一つ屋根の下に関係機関が集められることが挙げられていると言えよう。したがって、こうした提言は、それまでに説かれてきた、関係機関の間での情報共有をより積極化させるのみならず、非行への対応の迅速化も、その狙いとするものと位置づけられよう。

次に、児童相談所を起点とした多機関連携の仕組みの提言において、少年司法との関係で注目されるものとして三点が挙げられる。一つ目が、児童相談所に警察や教員経験者を雇用することを通した非行相談体制の強化であり、これにより家庭裁判所等の他機関への繋ぎの円滑化・事案処理の迅速化を図ろうとするものである⁽²⁷⁾。二つ目が、非行対応機関ネットワークの構築であり、その具体的内容は、既存のネットワークへの参画の促進と、既存の繋がりを土台とした新たなネットワークの制度化の二つからなる。前者の例としては、札幌市児童相談所による、北海道警察本部の少年サポートセンター⁽²⁸⁾を事務局とする少年サポートチーム、及び、札幌市学校教育協会の研修会への参加が挙げられ、後者の例としては、北九州市の非行相談連絡会議において、児童相談所、学校・教育委員会、警察の各機関が一堂に会し、活動報告や情報交換を行うということが挙げられている⁽²⁹⁾。三つ目が、北九州市において取り組まれているような、児童相談所と少年サポートセンターとの連携強化である⁽³¹⁾。

右の少年司法の枠組みにおける児童相談所を起点とした多機関連携の仕組みの提言においても、警察との連携強化、及び、各機関が一堂に会しての情報交換が挙げられている点は、学校・教育委員会を起点とした多機関連携の提言と軌を一にしていることが分かる。

それでは、このように、教育機関や児童相談所から、連携強化の相手先として期待されている、警察（少年サポートセンター）を起点とした多機関連携の仕組みの提言はどのようなものであろうか。次に、その提言を見てみよう。まず、都道府県警察で実施されるものとして、非行系少年立ち直り支援の重視と少年サポートセンターの役割の明確化、少年補導職員を含む警察官以外の専門的職員の重視・増強、警察と学校を結ぶスクールサポーターの増強、警察の実情と行動特性・可能な対応に関する関係機関への丁寧な説明が挙げられる。次に、関係機関と共同で実施されるものとして、職員の相互派遣と関係機関による警察退職者の採用の増進、少年相談系機関による共同利用施

設の設置、警察と教育機関との積極的かつ適正な連携のための協定の締結と公表、警察と地域の関係機関による共同研修の実施が挙げられる。最後に、国の機関において実施されるものとして、ベストプラクティスの集積と提供、関係機関における共同研修等の支援・コーディネーター等の育成が挙げられる。⁽³³⁾

これらの提言は、警察と少年非行に関わる教育機関、福祉機関などとの連携の強化に向けた少年サポートセンターという名の警察が関与している組織のマンパワーの質的・量的強化、関係諸機関の間での人事交流の促進、そして少年相談系機関による共同利用施設の設置に見られるように、諸機関が一つ屋根の下に集まれるようにすることなど、⁽³⁴⁾既に見た、学校・教育委員会や児童相談所による提言と一致し、あるいはそれらに呼応する部分と、警察の業務ないし性格に対する理解の増進という、他の機関による提言とは異なる部分に分けることができよう。⁽³⁵⁾

最後に、家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの提言を見てみよう。論者によれば、福岡、札幌、横浜の各家庭裁判所においては、調査と処遇との有機的な連携をとるための取組みが徐々に進み始めており、⁽³⁶⁾そうした連携例を参考にして、多機関連携に当たっては、関係する機関それぞれの権限、責任、特質を尊重しつつ、これを前提とした可能な範囲での相互の役割分担と連携の在り方が模索される必要性が説かれる。⁽³⁷⁾

そして、少年司法に関わりうる諸機関の特色・特質が次のように整理される。⁽³⁸⁾すなわち、公的機関は、それぞれ活動の根拠や範囲を法令に依拠しているために、規則や介入についても、権力性、厳格性、強制性、画一性、公式性等をその特色にしている。その中でも、家庭裁判所は、保護観察所や少年院と同様に、機関や組織としての独立性、公平中立性、画一性（統一性）が強く求められ、その権限や責任が法令により厳格に制限されており、しかも、中央で司法サービスや組織としての活動内容が統一的にコントロールされている。したがって、こうした機関は、他機関との役割分担を明確にしたうえで、相互の尊重・相互理解を前提とした独立型連携（お互いの距離や限

界を意識した個別ケースの協力や会議の主催・参加にとどまらざるをえない面がある。もともと、公的機関であっても、警察の少年サポートセンター、教育委員会・学校、児童相談所は、子ども・少年と直に接して子の利益や子の福祉を図り、父母やその家族や地域社会との連絡協力をとりつけながら、子どもの安全や福祉を実現する機動性、併存性（非排他性）、柔軟性を旨とした弾力的な対応が可能である。したがって、こうした公的機関は、組織、建物、人事の交流や統合を可能にする統合型連携や、独立したそれぞれの機関が個別ケースごとにサポートチームを形性したり、重層的な検討チームを立ち上げて取り組む併存型連携も可能である。他方、民間の組織は、介入における非権力性、柔軟性、任意性、個別性、非公式性等を、その特徴にしているため、個々の民間組織の特性や自主性を活かした連携への関わりが可能であり、現に行政や司法の隙間を埋める、柔軟かつ弾力的な活動を展開している。

但し、論者によれば、「多様化・多元化の著しい現代社会においては、むしろ固定的かつ静止的な連携よりも、弾力的動態的な連携モデルが求められている」⁽⁹⁾が、他方で、公的機関が採ることができる連携モデルも、「当該組織のあり方、歴史、文化、意識、県と市の地方レベル、国家機関か地方機関かで、相当なバラエティーがあり、一概に優劣がつけがたい。それぞれのメリットは、デメリットにもなりうる」とされる⁽¹⁰⁾。

最後に、家庭裁判所から見た、子どもを守るための関係機関の連携の作動条件として、次の四点が挙げられる⁽¹¹⁾。一つ目は、それぞれの機関独自の性格、固有の役割、組織としての特色や特殊性に対する相互理解とコミュニケーションの促進であり、具体的には、日常的な情報交換、情報共有、連絡体制の整備、役割分担の確認、子ども支援関係機関の一覧表、担当者・連絡先などの作成が必要とされる。二つ目は、地域での子どもを守るネットワークの構築や形成であり、各機関の代表者レベルはもちろん、実務担当者や部門責任者レベルでも、顔つなぎのための情

報交換会、連絡協議会、研修会などによって、真に息の合った無理のない協力と連携体制が生まれてくる。三つ目は、個別ケースをめぐる連携であり、そのためには、電話・メール・ファックス等のOA機器を使用し、相互に向いたり、緊密に連携を取り合い、カンファレンスや個別面談を機動的に実施して、お互いのできることとできないことを相互に確認し、事件の進行管理や問題解決のプロセスでの役割分担の確認を怠らないことが求められる。四つ目は、各種の制度や問題の全体像を幅広く見渡すことができ、関係機関からの情報や意見をうまく引き出し、これを束ねることができるコーディネーターの存在である。

右で概観した、家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの提言は、従前の家庭裁判所調査官による家庭裁判所と関係諸機関との連携の提言と比較すると、はるかに詳細なものであるとともに、家庭裁判所だけでなく連携先の諸機関の特色・特質を踏まえた連携モデル、及びその連携を作動させる前提条件を提示したものである点に大きな意義があると言えよう。

最後に、石川は、これらの提言をまとめた上で、三政令市において実践されてきた多機関連携について、その適正性に関する法的検討とその有効性に関する経験科学的検証も行っている。

まず、前者については、次の三点が考慮されている。連携を組む各行政機関の活動が、それぞれの行政機関を規制する学校教育法・児童福祉法・警察法や国家公務員法・地方公務員法等の根拠法令に違反していないか、行政機関の連携活動における個人情報取扱いが、個人情報保護法や個人情報保護条例に則って行われているか、連携を組む各行政機関の活動により、対象者である少年や保護者の人権を不当に侵害していないか、がそれである。これらの観点から三政令市におけるそれぞれの機関連携が検討された結果、全て適正なものと評価されている。¹²⁾

次に、後者の、有効性に関する経験科学的検証においては、機関連携による個別対応ケースの有効性の検証（ミ

クロな立場からの検証」と、機関連携に関する大量観察による有効性の検証（マクロな立場からの検証）という二つの手法が採用されており、ミクロな立場からの検証にあたっては、さらに二つの指標が設定された。すなわち、対象となった少年が、中学生の期間において当該問題を引き起こした中学生の心情の安定が図られ、問題行動が沈静化したこと、及び、中学生の期間において、当該中学生が復学や就労に向けて歩み出したことが、それである。⁽⁴⁵⁾ このミクロな立場からの検証は、三政令市から詳細なデータの提供を受けた一五事例でなされている。もつとも、ミクロな立場からの検証によっては、非行事例に関する機関連携の有効性は必ずしも明らかにされていない。しかも、マクロな立場からの検証も、当該機関連携の仕組みが導入されたこと以外に数値に影響を与える大きな要因がないという仮定に基づいて、機関連携という事象と、少年の加害者化・被害者化防止という事象との間に一定の相関関係があるという指摘に止まっている。⁽⁴⁶⁾

しかし、このような検証という点での限界はあるものの、石川による研究は、三政令市における多機関連携の状況を踏まえた、少年司法における関係諸機関連携の在り方を提示するだけでなく、その検証にまで取り組んでおり、それまでの少年司法における諸機関連携の在り方に関する研究を大きく進展させたものと評価されなければならない。⁽⁴⁷⁾

(四) 日本の少年司法における諸機関連携研究の到達点

右で概観した、日本の少年司法における諸機関連携の在り方に関する従来の研究の特徴と到達点は、次のようにまとめられよう。

まず、家庭裁判所調査官による研究では、専ら家庭裁判所と保護観察所などの少年司法における手続の線上にある処遇機関や、少年司法における手続の周縁に位置する、少年の支援を行う福祉機関との連携の必要性が説かれる。その背景には、発達障がいのある少年など、その成長発達に向けた処遇選択に様々な困難が立ちはだかる非行少年の存在があると言えよう。もともと、そこで説かれる連携の方法は、家庭裁判所という機関の性格から、家庭裁判所と諸機関との間における情報交換や技法・理論の共有、あるいは共同でのケース検討会議に止められている。

こうした少年司法における諸機関連携の在り方に関する研究の出発点として特徴的なものが、発達障がいによって代表されるような、様々な困難を抱えた少年のケースである。そして、こうした出発点を持つ研究から、様々な困難を抱えた少年のケースにおいて、被疑者段階からチームを組んで少年に対して福祉的支援を行い、このチームから選ばれた福祉専門職の者が付添人として家庭裁判所における少年手続に関与する形での、福祉と少年司法との連携の形も提言されるに至った。つまり、少年司法における連携が、家庭裁判所が少年事件を受理して以降のものに止まらず、それ以前の、捜査段階におけるものにまで拡大して、論じられるようになったのである。

そして、家庭裁判所が事件を受理する以前の段階における、警察と児童相談所・教育委員会などの新たな連携の取組みについての大規模な調査研究に基づいて、これらの機関が一カ所に集まり、言わば、一つ屋根の下で業務を行うことも提言されるに至った。しかも、その研究においては、こうした少年司法における諸機関連携の適正性や有効性についての検証にも取り組まれている。もちろん、こうした諸機関連携も、被虐待経験を持つ少年による非行など、従来の「タテ割り型」の仕組みでは的確な対応が困難なケースがあるという認識の下で取り組まれるようになったと言ふべきものである^⑩。

しかし、こうした少年司法に関する諸機関連携の在り方に関する諸研究においては、その在り方に関する検討は、

必ずしも、諸外国における少年司法に関する諸機関連携の状況と比較してなされてきたわけではない。しかも、例えば、石川らの研究でなされた、対象者である少年や保護者の人権を不当に侵害していないかという観点からの検討も、日本の個別法規に照らしたレベルのそれに止まっているように見受けられる。したがって、日本国憲法という最上位の規範、さらには、少年司法運営に関する国際準則（北京ルールズ）、子どもの権利条約、及び障がい者の権利条約といった国際的な規範に照らした、少年司法における諸機関連携の在り方の検討も、従来の諸研究において、十分になされているとは言えない状況にある。

そこで、次に、少年司法手続を担う主要な機関が一カ所に集まって互いに連携している、ドイツ少年法の家を例に、その成立の経緯と背景、そこにおける具体的な連携の取組み、さらにはそこでの連携成果に関する検証研究を概観することしよう。

三 ドイツ少年法の家における少年司法に関する諸機関の連携

(一) ドイツ少年司法に関する諸機関

ドイツ少年法の家について概観する前に、ドイツの少年司法手続に直接関与する主な諸機関と、その役割を確認しておく必要がある。なお、本稿におけるドイツの少年司法とは、日本でいう非行少年のうち、いわゆる犯罪少年⁽⁴⁶⁾を対象とする特別の刑事手続と制裁などを定める少年裁判所法⁽⁴⁷⁾に基づくものを指す。

このドイツの少年司法手続を担う主要な機関としては、まず、罪を犯した疑いのある少年の捜査を担当する警察

が挙げられる。ところで、ドイツの少年裁判所法は、この少年事件の捜査を担当する警察については特別な規定を用意しているわけではなく、北京ルールズが求める、少年事件を扱うために専門化された少年警察の制度が確立しているわけではない。しかし、多くの警察署には少年事件担当の部署があると言われている。⁽⁵⁰⁾

次いで、この捜査に際して、日本における児童相談所と同様の役割を担当する少年局（Jugendamt）⁽⁵¹⁾の職員が、少年裁判補助機関（Jugendgerichtshilfe）として、少年への未決勾留回避に向けた援助などを行う形で少年司法手続を担う。この少年裁判補助業務は、少年援助のための諸団体と共同して行われることとされ（少年裁判所法三八条一項）、少年裁判補助機関は、少年司法における捜査段階から処分の執行に至るまでの少年の手続全般にわたる関与が義務付けられている（少年裁判所法三八条二項）。その関与の内容は、様々な少年援助団体と連携しながら、様々な形で少年援助⁽⁵²⁾を行いつつ、捜査の段階から、少年の人格・発育状況、少年を取り巻く環境などの調査を行い、少年に対して採られるべき措置について少年裁判所に対して意見を述べることだけでなく、少年に対する教育処分の執行期間中にも少年との接触を保ち、その社会復帰に向けて関わり続けることなども含む。したがって、この少年裁判補助機関は、裁判所に属しない機関である点で家庭裁判所調査官とは異なる上に、しかも家庭裁判所調査官よりも広範な役割を担っていると言わなければならない。

そして、こうした捜査や調査の結果を踏まえて、少年係検察官が、少年の刑事事件につき公訴を提起するか否かを判断する。この少年係検察官は、教育的措置などが当該少年に採られたことなどを理由とした手続の打ち切りを行う権限も有しており、その権限は、全件送致原則が妥当する日本の少年司法における検察官のそれよりも広い。その意味で、少年係検察官は、ドイツ少年司法にとって重要な担い手と位置づけられている。そこで、少年裁判所法三七条は、少年係検察官に、少年係裁判官と同様に、教育的な能力と少年の教育経験を持つべきことを要求して

いる。⁽⁵⁷⁾

この檢察官による公訴提起を受ける少年裁判所は、刑事裁判所の一種であるが、少年裁判所法は、少年係檢察官と同様の能力と経験を持つべきとされる少年係裁判官に、手続の打ち切り、教育処分、懲戒処分、少年刑といった様々な対応を採る権限を与えている⁽⁵⁸⁾。また、ドイツにおいて保護觀察を担う保護觀察官は地方裁判所に属しており、その意味では、裁判所という機関が保護觀察において果たす役割は、日本に比べると大きいと言いうことができる。

(二) ドイツ少年法の家の設立の経緯、対象少年、目的

ドイツ少年法の家とは、Baden-Württemberg州の州都Stuttgart市のBad Cannstatt地区に、警察、檢察、少年局などのドイツの少年司法手続に関与する諸機関が一つ屋根の下に集まって、少年等の刑事事件の処理を行うために一九九九年に開設されたことを皮切りに、現在ではドイツの十カ所以上の都市に開設されたものをいう⁽⁵⁹⁾。このうち、最初に設立されたStuttgart少年法の家に加えて、Rheinland-Pfalz州のLudwigshafen少年法の家、及び、Nordrhein-Westfalen州のKöln少年法の家について、その設立に至る経緯、その対象とする少年、及びその目的を概観するとにする。

まず、Stuttgart少年法の家が設立されるに経緯については、Stuttgart少年法の家が設立されて一五年目にあたる二〇一四年にまとめられた資料に記載されている⁽⁶⁰⁾。それによると、この少年法の家が設立される直接の契機としては、一九九〇年代半ばに、ドイツにおいて少年の暴力犯罪の増加や少年非行の低年齢化が明らかとなってきたことが挙げられる⁽⁶¹⁾。このような状況下で、少年等が事件を起こしてから、その事件が警察や檢察による捜査、さらには

少年裁判補助機関による調査を経て、少年裁判所における公判にかけられるまでにはかなりの時間を要することが問題視され、一九九七年当時の Stuttgart 警察幹部の発案を契機に、警察、検察、少年局が一つ屋根の下に集まって少年事件に取り組むことで少年事件の迅速な処理を目指そうという構想が立てられた。この構想を出発点に、これらの三つの機関と裁判所の間で、一九九七年一月から一九九八年末にかけて、このプロジェクトの構築と運営に関して議論が重ねられ、このプロジェクトに関する総合報告書がまとめられた⁽⁶³⁾。ここでは、この構想の目的が次の三点に求められた。すなわち、若年行為者の犯罪への国家と地域による対応の迅速化、それぞれの機関の間における共同作業の最適化、少年犯罪の長期的な減少を図ることがそれである。

もともと、この少年法の家に集められることになった機関には、その設置に関する法的根拠がそれぞれ異なっている上に、それぞれが保有する個人情報保護をいかにして全うするかという観点も、この構想を現実化する上で重要な論点となった。また、何よりも、関与する機関の間での総合的な手続の進め方を策定し、それについて合意がなされる必要があった。さらには、それぞれの機関の事件管轄及び土地管轄の統一がなされる必要もあった。これらの諸点についての検討の結果、警察の事件・土地管轄が司法機関や少年局のそれに合わせられることとなった。具体的には、それまで一八歳未満の少年による軽微事件しかなかった少年警察の管轄が、二一歳未満の者による事件に拡大されるとともに、土地管轄については、行為地主義から居住地主義へと変更されたのである⁽⁶⁴⁾。

Stuttgart のように、このモデルプロジェクトたる少年法の家を置くことも重要な問題であった。検討の結果、その開設される地区として、人口が七万四千人で、そのうち二一歳未満の者のそれが一万四千人であった Bad Cannstatt 地区が選ばれ、そこにあった Stuttgart 市の建物が改装されて、少年法の家として用いられることとなった⁽⁶⁵⁾。なお、裁判所は、裁判官の独立と手続における中立性の観点から、それまでと同じ、少年法の家に近接している Bad

Canstatt 地区の中央に置かれ続けた。そして、少年法の家に入ったことになった、警察、検察、及び少年局が、月々の建物の賃貸料、電子データ処理や建物内の清掃といった諸費用を負担することで、費用負担の問題も決着した⁽⁶⁸⁾。こうして一九九九年六月一日にドイツで初めての Stuttgart 少年法の家における業務が始められたのである。

その後、Stuttgart 市から約二三〇キロメートル離れているに過ぎない、Rheinland-Pfalz 州にある Ludwigshafen 市は、Stuttgart 少年法の家の参観、及びその成果に関する評価研究を参照し、Ludwigshafen 少年法の家に関する構想モデルを策定した。そして、二〇〇一年二月七日には、警察、検察、及び公私の少年援助団体からなる Ludwigshafen 少年援助委員会が、Ludwigshafen 市にも、少年非行への対応の迅速化と改善を目的として、少年法の家を設立することを決定した。さらに、二〇〇一年六月一三日に、警察、検察、少年局の代表者のみならず、少年裁判補助機関の実務担当者や更生保護団体の代表者も加わった作業グループが招集され、二〇〇三年一月七日に、これらの諸機関が市の中心部にある文化施設⁽⁶⁹⁾の下に集まること合意され、二〇〇五年九月二六日に Ludwigshafen 少年法の家も業務を開始した⁽⁷⁰⁾。こうして Ludwigshafen にも少年法の家が設立された背景には Ludwigshafen における傷害や器物損壊を中心とした少年非行の増加があった⁽⁷¹⁾。なお、Ludwigshafen 少年法の家が設立される段階においても、警察は、Stuttgart 少年法の家の場合と同様に、少年事件の土地管轄を、それまでの行為地主義から、居住地主義へと変更し、少年警察の事件管轄を、殺人などの最も重大な犯罪と性犯罪を除いたすべての少年犯罪に拡大した⁽⁷²⁾。このようにして設立された、Ludwigshafen 少年法の家においては、次のような具体的な目標が掲げられた。すなわち、少年司法の発展のみならず、原理の異なる機関の間における意思疎通の改善、ダイバージョンの拡大、社会内処遇の選択肢の拡張、被害者への配慮の強化、被害者・行為者和解の拡張を通じた社会的な平穏の確証と回復、頻回行為者 (Mehrfachäter)⁽⁷³⁾ への集中的な関与、犯罪予防、学校との共同作業の改善、少年援助計画への協働

がそれである。⁽⁷¹⁾

他方、Nordrhein-Westfalen州のKöln少年法の家は、Nordrhein-Westfalen州司法省が、集中行為者 (Intensiväter)⁽⁷²⁾のための少年法の家をいくつかの大都市に設置することを計画したことに端を発したものと見える。⁽⁷⁶⁾まず、二〇〇七年五月にKöln市が少年犯罪をテーマとした関係機関のヒアリングを実施し、二〇〇七年六月一九日に、警察、検察、及び少年局を連携のパートナーとする合意に基づき、パイロットプロジェクトを展開することが妥当であるとの結論に至った。そして、このパイロットプロジェクトは、Stuttgart少年法の家をモデルとして、少年刑事手続を短縮化し、それによって迅速な対応を少年犯罪に行うための集中的な共同作業を可能にするものと位置づけられた。その後、Köln市の主導の下、警察、検察、少年局、少年援助団体などをつなぐ「少年法ネット」が設立され、⁽⁷⁷⁾そこでの議論に基づき、二〇〇九年六月一二日にKöln少年法の家は開設されたのである。このKöln少年法の家は、Köln市少年裁判補助機関、Köln警察本部第五七警察署、Köln検察庁第一六九部の各部門が、Köln市の交通の要所にあるビルに入居する形となっている。⁽⁷⁸⁾もともと、このKöln少年法の家は、Stuttgart少年法の家やLudwigshafen少年法の家とは、その対象とする少年が異なる。というのも、ここでは、五件以上の強盗、傷害、脅迫、窃盗などの犯罪の嫌疑をかけられた少年が対象とされているからである。このように何度も非行を繰り返す少年が対象とされた背景としては、二〇〇四年から二〇〇七年にかけての二一歳未満の被疑者の急増と、それに占める、いわゆる類回行為被疑者 (Mehrfachverdächtige) の割合が約三〇％に達していたことが挙げられる。⁽⁷⁹⁾そこで、Köln少年法の家の目的としては、犯罪を繰り返してきた少年などの捜査や調査を迅速に行うことを通して、その犯罪者としてのキャリアを終わらせ、ないしはその再犯率を減らし、Köln市民の治安に関する感情や客観的な治安状況の改善に寄与することが掲げられたのである。⁽⁸⁰⁾

この三つの少年法の家が設立された経緯、対象とする少年、及びその目的を概観した限りでは、次のような共通点と相違点があることがわかる。

まず、設立の背景事情として、少年犯罪の増加と、警察による捜査、少年裁判補助機関による調査、検察における少年事件処理にかなりの時間を要していたことが、共通点として挙げられる。つまり、ドイツ少年法の家は、この少年事件の処理にかかる時間の短縮に向けて設立されたものと言えよう。言い換えると、ドイツに少年司法における関係諸機関の連携は、少年司法手続の迅速化が、その第一の目的であった点共通しているのである。なお、それぞれの少年法の家が設立されるにあたり、いわば旗振り役となった機関には相違が見られるが、いずれも行政機関による上からの連携の実現であった点も共通点として挙げられよう。

他方、それぞれの少年法の家が対象とする少年には相違点がある。とりわけ、*Sozial*少年法の家の場合、何度も犯罪を繰り返す少年が対象とされており、他の少年法の家とは明確な違いがある。また、少年法の家に入っている機関も、警察、少年裁判補助機関、検察という点では共通しているが、*Ludwigshafen*少年法の家には更生保護団体も入っているという相違点がある。したがって、ドイツの少年法の家には、同じ名称を名乗っていても、それが属している州の違いもあいて、その機能にバラエティーがあるという特徴も指摘することができよう。

(未完)

〔付記〕

本稿は、学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))「効果的な再非行防止に向けた家庭裁判所と関係諸機関との連携に関する基盤的研究」(課題番号:二六三八〇〇九四)の成果の一部である。

- (1) 例えば、近時のものとして、古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰支援の取組みの現状と課題」犯罪と非行一八〇号（二〇一五年）五五頁以下、伊豆丸剛史「刑事司法と福祉の連携に関する現状と課題について」犯罪社会学研究三九号（二〇一四年）二四頁以下参照。また、諸外国における刑事司法への社会福祉機関の関わり方を調査・研究した成果も公表されている。斉藤司ほか「刑事司法と福祉の連携に関する調査研究（スウェーデン）報告」龍谷法学四六卷三号（二〇一四年）六八九頁以下参照。犯罪者処遇に携わる機関と地域社会との連携の在り方に関する近時の研究としては、小長井賀與『犯罪者の再統合とコミュニティ』（成文堂・二〇一三年）もある。
- (2) 石岡一郎「家庭裁判所と社会福祉—福祉的援助の実情と福祉機関との連携—」犯罪と非行一六七号（二〇一二年）六五頁。また、鮎川潤は、少年処遇機関の連携が今後推進されることの期待を表明している。鮎川潤「少年非行と非行少年処遇の過去・現在・未来」犯罪社会学研究四〇号（二〇一五年）一〇頁参照。
- (3) 家庭裁判所裁判官のみならず家庭裁判所調査官も事実上頻繁に異動させられるようになったことについては、全司法労働組合『家裁少年審判部』（大月書店・一九八四年）九二頁―九六頁、寺尾絢彦『家裁調査官が見た少年法50年』（現代人文社・二〇〇三年）一〇〇頁―一〇二頁参照。
- (4) 家庭裁判所調査官による社会調査にリスクアセスメントの知見を導入したものとして、例えば、田川二照ほか「非行類型に応じた少年事件調査の充実に向けて（一）」家裁月報六三卷二〇号（二〇一一年）八一頁以下参照。しかし、こうした手法による社会調査では少年の成長発達可能性を示すものが埋もれたままになるのではないかとの懸念が残る。岡田行雄「社会調査実務の変化」武内謙治『少年事件の裁判員裁判』（現代人文社・二〇一四年）二三三頁参照。
- (5) 須藤明『官崎聡「家庭裁判所における少年調査の現状と課題」犯罪と非行一五二号（二〇〇七年）四〇頁―四一頁参照。』

- (6) 須藤Ⅱ宮崎・前掲注五論文四二頁参照。
- (7) 須藤Ⅱ宮崎・前掲注五論文四二頁―四五頁参照。
- (8) 石岡・前掲注二論文五五頁―五六頁参照。
- (9) 石岡・前掲注二論文五九頁。
- (10) 具体例として、東京家庭裁判所が児童福祉関係機関との連携協議会を開催していることなどが挙げられている。石岡・前掲注二論文六一頁―六三頁参照。
- (11) 石岡・前掲注二論文六五頁。
- (12) 石岡・前掲注二論文六五頁―六六頁。
- (13) 石岡・前掲注二論文六六頁―六七頁参照。
- (14) なお、石岡は、地域ネットワークの中で少年のケアの総合的コーディネートをすることは、家庭裁判所の中立性や公正性を損ねることにはつながらず、少年の情報機密保持についても、情報共有の相手が公的な福祉機関であれば守秘義務があり、NPO団体等との連携では、秘匿すべき情報を伝えずに関係を作る配慮すれば問題はないと指摘している。石岡・前掲注二論文六七頁―六八頁参照。
- (15) 石岡・前掲注二論文七〇頁。
- (16) 原田和明「発達障害のある少年を中心とした福祉と刑事司法の連携」浜井浩一Ⅱ村井敏邦『発達障害と司法』（現代人文社・二〇一〇年）二〇〇頁以下参照。
- (17) なお、この支援チームのメンバーは、対象者によって同じメンバーが継続して支援したほうが良い場合と、自立のステツプや対象者の環境に合わせてメンバーを変えて支援するほうが良い場合とがある。原田は指摘している。原田・前掲注

一六論文二〇一頁参照。

(18) 原田は、取調べの段階で、発達障がいがある少年の特性が理解されているとは言いがたく、そうであるがゆえに、誤った内容の調書が録取される危険性があることも指摘しており、こうした危険性を減らすために早期の福祉的支援の必要性が説かれているということもできる。原田・前掲注一六論文二〇四頁参照。

(19) 原田・前掲注一六論文二〇七頁参照。

(20) 原田は、障がい者における福祉と刑事司法がもつとも連携していると言えるのは更生保護の段階であると指摘している。原田・前掲注一六論文二〇九頁参照。

(21) 原田・前掲注一六論文二〇三頁―二〇四頁参照。

(22) こうした原田の主張を、前出の石岡は、付添人活動においても家庭裁判所と社会福祉との連携を拡大する余地がある一つの例として挙げている。石岡・前掲注二論文七〇頁―七一頁参照。

(23) 原田は、福祉的支援を、一方的な弁護行為ではなく、刑事司法手続において、障がいがあることを正しく斟酌した上で判断されることを促し、権利侵害が生じないようにするためのものであると言うが、その究極の目的として、再非行（再犯）の防止を随所で強調している。原田・前掲注一六論文二〇一頁、二〇五頁、二〇八頁、二一二頁参照。しかし、再非行防止ばかりが強調されると、社会福祉との連携によって、かえって不必要な人権制約が発達障がいのある少年になされることになるのではないかとの懸念が残る。

(24) 石川正興『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題』（成文堂・二〇一三年）四頁。

(25) 石堂常世Ⅱ宮古紀宏「学校・教育委員会を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」石川・前掲注二四書五七頁。

(26) この提言に活かされた多機関連携の例として、神奈川県警のスクールサポーター制度などが挙げられている。石堂Ⅱ宮古・

前掲注二五論文五六頁参照。

(27) 小西暁和「児童相談所を起点とした多機関連携の仕組みの分析・提言」石川・前掲注二四書八八頁参照。

(28) 少年サポートセンターは、少年警察活動規則二条一二号に根拠を持つ、少年補導職員又は専門的な知識技能を有する警察官を配置して、専門的知識技能又は継続性を要する少年警察活動の中心的役割を果たす組織をいう。二〇一二年四月時点で全国に一九三ヶ所設置され、うち六五ヶ所は警察施設外に置かれているが、都道府県警察の判断によって設けられているため、都道府県で大きな違いがある。田村正博「警察（少年サポートセンター）を起点とした多機関連携の仕組みの分析と提言」石川・前掲注二四書一二〇頁―一二二頁参照。

(29) 小西・前掲注二七論文八九頁―九〇頁参照。

(30) 北九州少年サポートセンターは、少年補導職員を中心に少数の警察官を含めて構成されたもので、北九州市の子ども総合センター（児童相談所）と同じ施設の同一フロアにあり、北九州市教育委員会指導主事も派遣されており、少年補導職員が非行系の子どもの相談に乗るとともに、枠にとられない支援を関係機関の間を駆け回って実現させている機関だと評されている。田村・前掲注二八論文一二六頁参照。

(31) 小西・前掲注二七論文九〇頁参照。

(32) ここでの適正な連携のための協定とは、個人情報保護制度との関係で、情報を交換するための枠組みの設定のために、教育委員会などと警察の間で結ばれるものを指している。田村・前掲注二八論文一三三頁―一三五頁参照。

(33) 田村・前掲注二八論文一〇二頁―一〇六頁参照。

(34) もっとも、政令指定都市の場合、都道府県の機関である警察が、児童相談所や教育委員会など同一施設に入ること、都道府県財産の有効管理の観点及び予算上の負担の最小化の観点から困難があるとも指摘されている。田村・前掲注二八

論文一一七頁参照。

(35) この提言がなされる背景として、特に犯罪捜査・触法調査については、その特異性と閉鎖性があるため、他の行政機関の側では理解が困難という事情や、他の機関側も、警察に対して過大な期待や矛盾した期待・要望を抱いている場合が少なくないことが挙げられている他、現実には、警察運営の問題点に関して他の機関が意見を述べることが少なく、警察組織の内向きな体質もあって、他機関からどのように見られるのかについての着眼を持たない警察幹部も多いと指摘されている点は注目される。田村・前掲注二八論文一〇三頁―一〇四頁、一四三頁参照。

(36) 福岡家庭裁判所小倉支部、福岡家庭裁判所本庁、札幌家庭裁判所本庁、横浜家庭裁判所における連携の取組みについては、
「棚村政行「家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの分析・提言」石川・前掲注二四書一六九頁―一七七頁参照。

(37) 棚村・前掲注三六論文一八四頁参照。

(38) 棚村・前掲注三六論文一八五頁―一八七頁参照。

(39) 棚村・前掲注三六論文一八六頁。

(40) 棚村・前掲注三六論文一八七頁。なお、これに関連して、棚村は、真の意味で制度を可動させるためには、組織、ヒト、モノ、カネが必要であるが、ヒト、モノ、カネは無尽蔵にあるわけではなく、社会的リソースには限りがあると言わなければならぬので、この有限の社会的リソースをいかに効率的かつ効果的に配分し活用していくかどうかという観点も、具体的な連携モデルの選択や提示にあたっては重要な考慮事項となりうると指摘しており、示唆に富む。棚村・前掲注三六論文一八六頁参照。

(41) 棚村・前掲注三六論文一八八頁―一九〇頁参照。

(42) 石川・前掲注二四書一九八頁―一九九頁、二〇五頁、二二二頁―二二三頁、二二〇頁参照。

- (43) 石川・前掲注二四書一九九―二〇〇頁参照。
- (44) 石川・前掲注二四書二〇一頁―二〇二頁、二〇五頁、二二一頁、二二九頁―二二〇頁参照。
- (45) 石川は、子どもの犯罪においては、かつての被害者が転じて加害者になるという反転事例も少なからず見られるとして、過去に親から虐待を受けた少年が少年院や児童自立支援施設の被收容者の半数以上に及ぶという調査結果を挙げ、加害者の背景要因のひとつとして被害体験があることを窺わせると指摘している。石川・前掲注二四書六頁参照。なお、虐待被害を受けた少年の事件に関する家庭裁判所調査官による社会調査においては、医療機関のみならず、教育や社会福祉に携わる諸機関との連携がとりわけ深められる必要がある。岡田行雄「少年司法における虐待被害」熊本法学一三三号（二〇一五年）六三頁参照。
- (46) 少年裁判所法における少年とは一四歳以上一八歳未満の者を指すが、少年裁判所法による少年司法手続は、一八歳以上二一歳未満の青年（Heranwachsende）にも準用され、一定の要件が満たされると、少年のための制裁も青年に準用される。Vgl. Schaffstein/Beulke, Jugendstrafrecht, 14. Aufl., Kohlhammer 2002, S.55.
- (47) 少年裁判所法の内容とその運用については、金尚均「辻本典典」武内謙治「山中友理」『ドイツ刑事法入門』（法律文化社・二〇一五年）二八五頁以下参照。少年裁判所法の条文の日本語訳については、ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（武内謙治訳）『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』（現代人文社・二〇〇五年）一五二頁以下、武内謙治「ドイツ少年裁判所法 翻訳補遺―二〇〇八年―二月―七日の法律による改正分まで―」法政研究七六卷一・二号（二〇〇九年）一六五頁以下参照。
- (48) ドイツの少年事件に関する警察による捜査のあり方については、ドイツ警察官職務規則三八二「少年事件の処理」(Polizeienstvorschrift 382 “Bearbeitung von Jugendsachen”)に詳細な規定があり、少年の尋問にあたって、教育権者及び

- 法定代理人の立会権が原則的に認められるなどの特徴がある。九州少年法研究会「ドイツ警察官職務規則三八二『少年事件の処理』」法政研究六六巻三号（一九九九年）一一六二頁参照。
- (49) 北京ルールズ一二条は少年事件を専門に扱う警察部門の確立を求めている。この点については、澤登俊雄「比較少年法研究会『少年司法と国際準則』（三省堂・一九九一年）七五頁参照。
- (50) Vgl. Strengh, Jugendstrafrech. 3. Aufl., Heidelberg 2012, S.69. 金「辻本」武内「山中・前掲注四七書二九〇頁参照。
- (51) 少年局とは、社会保障法典第八編六九条に基づき、地域の自治体によって設置され、少年援助業務などを行う機関である。
- (52) 少年局の職員は、一般に、少年の福祉事業として、家庭及び学校を補完する教育補助の理論と実践とを内容とする社会教育学（Sozialpädagogik）を修めた者であると指摘されている。Vgl. Wilbrand/Unbehend, Praxisleitfaden für die Jugendgerichtshilfe, C.H.Beck 1995, S.2.
- (53) 日本にも紹介されている少年援助団体の一つとしてBrückeがある。これについては、福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年審判制度が変わる』（商事法務・二〇〇六年）二二〇頁―二三五頁参照。
- (54) 少年援助の内容は、社会保障法典第八編一条以下に定めがあり、二七歳未満の者へのソーシャルワーク、教育の援助、家族への支援など多様な内容を含んでいる。なお、少年裁判所法による刑事手続における少年援助を強化する方向での提案もなされている。Vgl. Sonnen, Die Mitwirkung der Jugendhilfe in Verfahren nach dem Jugendgerichtsgesetz, in: Bundesarbeitsgemeinschaft Jugendgerichtshilfe (Hrsg.), Mitwirkung der Jugendhilfe in Verfahren nach dem Jugendgerichtsgesetz vom Wort zur Tat, Hannover 2004, S.174. ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合・前掲注四七書五七頁―六四頁参照。
- (55) 少年裁判補助機関を代表する少年局職員による業務やその課題等については、岡田行雄『少年司法における科学主義』（日本評論社・二〇一二年）八〇頁以下参照。

(56) 検察官による手続打ち切りが、裁判官によるそれよりも少年の負担が少なく、手続経済上も有利であることなどを理由に、拡充してきているが、それにより検察が「裁判官の前の裁判官」と化していることも危惧されており、州によって手続打ち切りの基準が異なるために憲法上の平等原則の点でも問題が指摘されている。金Ⅱ辻本Ⅱ武内Ⅱ山中・前掲注四七書二九一頁参照。

(57) 但し、教育学、犯罪学、社会学等について一定の知識を持つ少年係裁判官や少年係検察官が現実になさう多いわけではないという指摘が一九八〇年代の研究においてなされており、全ての検察官と裁判官に少年裁判所法三七条に定められている能力や経験が備わっているわけではないことは、その後の研究でも明らかになっている。Vgl. Adam/Albrecht/Pfeiffer, *Jugendrichter und Jugendstaatsanwaeltin in der Bundesrepublik Deutschland*, Max-Planck-Institut 1986, S.1ff, Simon, *Der Jugendrichter im Zentrum der Jugendgerichtsbarkeit*, Forum Verlag Godesberg 2003, S.166ff.

(58) これらの対応の内容については、金Ⅱ辻本Ⅱ武内Ⅱ山中・前掲注四七書二九一頁、二九三頁―二九六頁参照。

(59) ハンスⅡユルゲン・ケルナー（小川浩三訳）『ドイツにおける刑事訴追と制裁』（信山社・二〇〇八年）一七頁参照。

(60) 二〇一五年三月にFrankfurt am Main Nord少年法の家が開設され、ドイツの五州で計一三ヶ所となった。内訳はBaden-Württemberg州に二ヶ所（Stuttgart¹ Pforzheim²）、Rheinland-Pfalz州に五ヶ所（Ludwigshafen³ Mainz⁴ Kaiserslautern⁵ Trier⁶ Koblenz⁷）、Hessen州に三ヶ所（Wiesbaden⁸ Frankfurt am Main Höchst⁹ Frankfurt am Main Nord¹⁰）、Nordrhein-Westfalen州に一ヶ所（Köln¹¹）、Thüringen州に二ヶ所（Gera¹² Jena¹³）となっており、その過半数である七ヶ所は二〇一〇年以降に開設されている。なお、Thüringen州の二ヶ所はJugendstationという名称であるが、Stuttgart少年法の家を模範に開設されたものである。筆者は、二〇一四年一〇月にStuttgart少年法の家とLudwigshafen少年法の家を、二〇一五年一月にFrankfurt am Main Nord少年法の家とKöln少年法の家を、それぞれ訪問し、各少年法の家に勤務する警察官、少年局の職員、少年係検

察官などに聴き取り調査を行うとともに、貴重な資料の提供を受けた。記して、謝意を表したい。

- (61) Vgl. Haus des Jugendrechts (Hrsg.), Das Haus des Jugendrechts Stuttgart, W. Kohlhammer 2014, S.11ff. なお、この資料はウェブサイトからダウンロードすることが可能である。 <http://www.stuttgart.de/img/mdb/item/253095/110862.pdf>
- (62) Vgl. BT-Drs. 138284, S.4ff. なお、一九九〇年代中ごろのドイツにおける少年の被疑者等の増加とそれに関連する動向については、武内謙治「少年犯罪の社会構造性と少年への援助——一九九〇年代ドイツにおける厳罰化要求への対抗機軸——」九大法学八〇号（二〇〇〇年）二三頁以下参照。
- (63) 一九九〇年代末に、ドイツの少年刑事手続に費やされる平均的な期間は三ヶ月から六ヶ月であると指摘されていた。Vgl. Frank/Heiner/Weyle, Helfen oder Strafen—Müssen Jugendliche härter bestraft werden?, DVJ-J 1998, S.206f. なお、筆者が Stuttgart 少年法の家において二〇一四年一〇月二九日に実施した聴き取り調査によれば、少年法の家が設立される以前は、少年による一般的な刑事事件の捜査に二ヶ月はかかるのが常で、それから検察官に事件を送致し、起訴後の最終的な処分決定までに二年かかることも少なくなかったとのことであった。
- (64) 少年法の家というネーミングは、法的正当性のある家という意味が込められた、Stuttgart 市長によるものであったとされる。Vgl. Haus des Jugendrechts, Anm. 61, S.11.
- (65) 窃盗が疑われた少年事件を直接受理するために、Stuttgart 少年法の家における警察の執務時間は、平日は通常の店舗が営業を終了する二〇時までとされた。Vgl. Haus des Jugendrechts, Anm. 61, S.12.
- (66) 二〇一四年一月から少年法の家の管轄区域が Stuttgart 市の Bad Cannstatt 区裁判所が管轄する地域の全てに及ぶようになり、管轄区域の人口は二万三千二百人で、うち二歳未満の者は四万六千人と拡大した。Vgl. Haus des Jugendrechts, Anm. 61, S.15.

- (67) 地域住民からは、この地域に少年法の家が置かれることに対して、そこに重大犯罪者が集められるとの憶測に端を發した不安が寄せられ、地方紙には、「少年法の家への不安」という見出しも躍ったという。Vgl. Haus des Jugendrechts, Anm. 61, S.12f.
- (68) この他、警察、檢察の保安用の設備のため、一九九九年だけで一〇万マルクが投じられた。なお、当初、少年局はこの隣の建物に入り、後に三機関が同じ建物に入った。Vgl. Haus des Jugendrechts, Anm. 61, S.13.
- (69) ロックやジャズなどのコンサートも開催される Das Haus という名の施設の中に、この少年法の家を置くことによって、少年法の家にやってくる少年へのステイグマ効果を最小化する²⁶ことが意図されていた。Vgl. Müller/Mutke/Wink, „Unter einem Dach“-Neue Wege in Jugendstrafrechtspflege, ISM 2008, S.51.
- (70) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm. 69, 50f.
- (71) Vgl. Sowada, Alles unter Dach und Fach, VDM 2012, S.3.
- (72) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm. 69, S.55. なお、筆者が Ludwigshafen 少年法の家において二〇一四年一〇月三〇日に実施した聴き取り調査によれば、殺人などの最も重大な犯罪は、刑事警察が管轄するために、ここでの少年警察の管轄からは除外され、また、性犯罪は被害者への対応に、少年に対するものとは別の専門性が要求されるため、少年警察の管轄からは除外されたことであった。
- (73) 犯罪を繰り返す少年は「頻回行為少年」(Mehrfach auffällige Jugendliche) として、しばしばその処遇の在り方がドイツにおいて議論され、こうした少年への自由刑などの自由を剥奪する制裁は、むしろ少年を社会から隔絶させるだけで、通常の社会における価値や規範をこの少年達が身につける見込みを大きくさせるわけではないことが指摘されてきた。岡田・前掲注五五書二四四頁参照。

- (74) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm. 69, S.52f.
- (75) これは、Nordrhein-Westfalen州警察の定義による、五件以上の犯行の疑いをかけられた、頻回行為の被疑者のうち、主に粗暴犯や財産犯を習慣的ないし職業的に行い、さらに犯罪を繰り返すと考えられる一四歳以上二二歳未満の者をいう。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Jahresbericht 06/2009-05/2010, S.11.
- (76) Vgl. Kutschay/Kubink, Wirksame Kriminalprävention im Jugendbereich, ZRP 2011, S.54.
- (77) Köln少年法の家の場所は、公共交通機関の便、司法機関との近接性、十分な広さ、Köln市の中心部にあること、駐車場の確保などが重視されて選定された。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm. 75, S.5.
- (78) 開設当初は二〇人の警察職員、一六人の少年裁判補助にあたる職員、三人の検察庁の職員が少年法の家に配属されていた。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm. 75, S.7.
- (79) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm. 75, S.7.
- (80) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm. 75, S.9.